

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：エーワン興業株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 渡辺 守
- (3) 所在地：北海道標津郡中標津町緑町南 3 丁目 4 番地10

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（12件）

令和元年11月6日認定「認1901005746」「認1901005755」「認1901005756」
同年12月19日認定「認1901008526」「認1901008527」「認1901008528」
令和2年10月30日認定「認2001005336」「認2001005337」「認2001005338」
「認2001005424」「認2001005425」「認2001005426」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第2号の規定に基づき、令和4年9月9日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行ったことから、技能実習法第16条第1項第2号（同法第9条第6号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：木立 弘二
- (2) 代表者氏名：木立 弘二
- (3) 所在地：茨城県銚田市汲上4238番地4

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（3件）

平成30年1月19日認定「認1703000059」「認1703000060」「認1703000061」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき、令和4年9月9日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

出入国管理及び難民認定法違反により罰金の刑に処せられ、その執行を終えたこと、及び出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第16条第1項第3号（同法第10条第2号）及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：藤川 浩史
 - (2) 代表者氏名：藤川 浩史
 - (3) 所在地：愛媛県今治市町谷甲111番地

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（5件）
 - 令和元年8月13日認定「認1911002742」
 - 令和2年4月15日認定「認2011000211」「認2011000212」「認2011000213」
 - 同年5月14日認定「認2011000511」

- 3 処分等内容
技能実習法第16条第1項第1号の規定に基づき、令和4年9月9日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
認定計画に従って技能実習を行わせていなかったと認められることから、技能実習法第16条第1項第1号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：有限会社丸幸
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 千葉 浩
- (3) 所在地：広島県福山市新市町大字新市1241番地 1

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（14件）

- 平成30年 3月28日認定 「認1709004079」「認1709004080」「認1709004081」
同年 4月13日認定 「認1709006078」「認1709006079」「認1709006080」
同年 4月19日認定 「認1709007124」「認1709007125」
同年 8月16日認定 「認1809014230」
平成31年 2月 8日認定 「認1809026674」「認1809026675」
同年 4月 5日認定 「認1809024324」「認1809024325」
令和 2年 5月 7日認定 「認1909024018」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第1号、第2号及び第5号の規定に基づき、令和4年9月9日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って技能実習を行わせていなかったと認められること、認定計画に従って賃金を支払っていなかったと認められること、技能実習生との間で、技能実習計画と反する内容の取決めをしたと認められること、及び外国人技能実習機構の職員に対し、虚偽の帳簿書類を提示したことから、技能実習法第16条第1項第1号、第2号（同法第9条第6号）及び第5号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：有限会社レディスファッションヨシダ
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 吉田 昌男
- (3) 所在地：京都府久世郡久御山町田井西荒見92番地の4

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（16件）

- 平成30年2月9日認定「認1708000699」「認1708000700」「認1708000701」
同年3月2日認定「認1708002956」「認1708002957」「認1708002958」
同年7月6日認定「認1808011912」
平成31年2月15日認定「認1808040073」「認1808040074」
同年3月20日認定「認1808041387」「認1808041388」「認1808041389」
令和元年8月23日認定「認1908017108」「認1908017109」
同年9月20日認定「認1908022866」「認1908022867」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第1号及び第2号の規定に基づき、令和4年9月9日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って賃金を支払っていなかったと認められること、及び技能実習生との間で、技能実習計画と反する内容の取決めをしたと認められることから、技能実習法第16条第1項第1号及び第2号（同法第9条第6号）に規定する認定の取消事由に該当するため。